

報 告 第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年5月16日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

和解及び損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 5 号

和解及び損害賠償の額の決定について

下水道施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年3月1日

新居浜市長 石川 勝行

1 和解の相手方 （省 略）

2 事故の概要

平成25年1月28日午前8時頃、市道滝の宮中筋線（滝の宮町1番23号地先路上）において、走行中の軽自動車は下水マンホールの鉄蓋と路面に段差がある箇所を通過した際、当該鉄蓋に接触し、車両を損傷した。

3 和解の内容

（1）新居浜市は、相手方に対し、車両を損傷させたことに係る損害賠償債務として、金22万565円の支払義務があることを認める。

(2) 新居浜市と相手方は、本件事故に関し、前号に掲げる事項以外には、一切の債権債務のないことを相互に確認する。